

議 事 概 要

会議の名称	令和3年度第1回豊中市障害者施策推進協議会		
開催日時	令和3年（2021年）9月15日（水）14時00分～16時30分		
開催場所	消防局5階講堂	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可
事務局	福祉部障害福祉課	傍聴者数	1人
公開しなかった理由			
出席者	委員	牧里委員、澤委員、飯尾委員、星名委員、六車委員、大谷委員、中村委員、井上委員、岡田委員、荒木委員、湯川委員、長永委員、星屋委員、上田委員、檜山委員、委員、藤井委員 以上、17人 (欠席：須戸委員、浦委員、三宮委員)	
	事務局	宮城福祉部長、森福祉部次長 (以下、障害福祉課) 酒井課長、細貝主幹、森田課長補佐、阿部課長補佐、大塚副主幹、奥田係長、島井係長、前畑係長、河本係長、竹口、大汐	
	その他		
議題	案件1. 豊中市第五次障害者長期計画令和2年度（2020年度）実施状況報告書について 案件2. 豊中市立たちばな園の民営化に伴う新施設建設について 案件3. 相談支援体制の再構築について 案件4. 部会の設置について 案件5. 豊中市障害者自立支援協議会の取組みについて 案件6. その他		
審議等の概要	別紙のとおり		

議事要旨

- 福祉部長あいさつ
- 事務局および委員紹介
- 事務局より配布資料の確認、定足数等の報告。

【案件1】豊中市第五次障害者長期計画令和2年度（2020年度）実施状況報告書について

（事務局）

豊中市第五次障害者長期計画令和2年度（2020年度）実施状況報告書について概要を説明。

（委員）

- ・資料1-2、例えば14ページの計画掲載主要事業の実施状況の「取組内容（具体的に）」と書いてある項目について、具体的でなかったのでよく分からなかった。例えば、2番の相談支援事業で「ネットワークの構築と、相談員のスキルアップに取り組みました」と書かれているが、どういうスキルアップをしたのか書かなければ分かりにくい。そこまで書いてもらえないのかもしれないが、だとすれば、この資料をもって判断するのは厳しいと思う。
- ・17ページの一番上の17番、差別解消支援地域協議会について、私自身も委員として関わっているが書いてあることが分からない。
- ・19番の出前講座を通じた障害者理解の促進の取組み内容についてもよく分からないので説明願いたい。
- ・22番の市主催研修について、具体的にどういう内容を検討しているのか以前から知りたと思っていた。別でも結構なので、是非詳しく教えていただきたい。
- ・資料1-1の2ページ目の「生活環境」の特徴的な取組みで、「バリアフリー化を推進するマスタープランを検討しました」とあるが、この検討とは何をもって検討されているかよく分からない。ここでの検討とは庁内での話かそれともどこかと話し合ったのか、よく分からないので伺いたい。
- ・1-1の1ページ目、「相談支援」の特徴的な取組みで、「コロナこころのケアダイヤルとよなか」を設置し、専門相談員を配置と書かれているが、この専門相談員は障害者に特化した専門員ということなのか、一般的に設置するから専門相談員を置いたという

意味なのかよく分からない。

- 「権利擁護」についても、「選挙権行使に対する支援として動画コンテンツの作成等を行う」と書かれているが、ここで発表できる段階なのか疑問なので聞きたい。

(事務局)

- 14ページの2番の相談支援事業については、民間の事業者を中心にネットワークの構築とスキルアップをしている。ネットワークの取組みで言えば、事業者連絡会を定期的に行う開催し、基幹相談支援センターを中心にエリア会議も開催しており、それを通じてネットワークを構築している。他市と比べても、豊中は非常にネットワークが強いと自負している。
- スキルアップについても、その事業者連絡会を通じた研修会、基幹相談支援センターを中心とした学識経験者のバックアップ、アドバイス、大阪弁護士会から派遣される法律の専門家、弁護士による研修、アドバイスなど幅広く様々なことを実施している。
- バリアフリーに関して、どのような形でバリアフリーマスタープランを構築していくのかを含め、令和2年度に庁内会議を発足し検討している。今年度については、バリアフリーマスタープランを含め、庁内連絡会議のみだけでなく、諮問会議という形で発足させた新たなバリアフリー協議会を中心に、今後、豊中市のバリアフリー化に今まで関わっていなかった教育部門なども含め、各委員が広く意見を出し合いながら、大切な取組みとして進めていく。まだ取組みが始まったばかりで検討中とのことである。
- 17番の項目、障害者差別解消支援地域協議会の取組み内容については、関わる機会がない構成機関があるということ課題として捉え、会議のあり方について一定見直しを行ったものである。差別の解消に向けた取組みについては、市だけでなく、協議会の構成機関も含めより多くの人に関わっていただきながら進めていきたい。
- 「コロナこころのケアダイヤルとよなか」の専門相談員は障害ではなく心のケアに特化した取組みになっており、従来から実施しているこころの健康相談と併せて実施していると聞いている。こころの健康相談で相談される中でも、コロナ関連のものも多く含まれており、こころの健康相談と「コロナこころのケアダイヤルとよなか」と合わせて6,000件以上の相談があったとのことである。
- 選挙権行使の支援について、当初は障害のある人向けに選挙に関するリーフレットを作り、それを基に出前講座を実施することを計画していたが、コロナの影響で出前講座が難しいため、リーフレットだけではなく動画コンテンツを作成することになったと聞い

ている。動画は、障害のある人が選挙に行くことへの不安が取り除けるよう、投票所での配慮事項などを中心に紹介するもので、リーフレットとともにホームページに掲載し、今後周知していく予定である。

(委員)

- 検討という言葉について、庁内なのか課内なのか、分かりにくい。全体的に見直してほしい。
- バリアフリーについては教育にも当てはまるが、療育・教育のところにも、生活環境のところにも、学校のバリアフリーについての記載が見当たらないように思う。

(会長)

- どの程度のことを考えて「検討」という言葉を使っているかということである。曖昧な言葉なので、何を、いつまでに、どのような団体と一緒に、どのようにそのテーマや時間や手段などをどれだけ具体的に書き込めるのか難しいところだと思うが、どのような意図で「検討」という言葉を使っているのか回答をお願いしたい。

(事務局)

- 検討するという表現が多々出てくるというところについて、各課の取組みに応じて、どのレベルの検討を行っているかは異なる。記載がこれでは分かりにくいというご意見なので、内容についてより具体的に記載できないか、各担当部局に確認する。

(会長)

- 今後の検討課題かもしれないが、各事業の実施状況を周知するためには、あらかじめこの報告書の中により具体的に記載することなのか、あるいは、こういう場において口頭で説明することなのか判断が必要である。より詳しい内容を知りたい場合に、協議会の委員は直接事務局に聞くことができ、もちろん市民も障害福祉課に問い合わせればいいのだが、可能な限り、報告書の中に表すことで広く周知することになると思う。

(事務局)

- この報告書の限られたスペースの中に全て落とし込むというのは、現実的になかなか難しいと考えている。ただし、この報告書を見て、内容がある程度把握できるということは必要だと思うので、表記の方法については、持ち帰って検討させていただきたい。

(会長)

- どの項目について検討するか選ぶ必要がある。事務局の判断もあると思うが、要望を聞いて検討してはどうか。できるだけ容易な手段で、先ほどの「検討」についても含めて

少し書き込む等、検討していただきたい。

- バリアフリーについて、学校について書いてないのではないかという質問もあったがどうか。

(事務局)

- 報告書の21ページの46番、47番が教育機関におけるバリアフリー化を含めた取り組みの項目となっている。今後こういった取り組みを進めていく準備があるのか現時点ではお答えできない。

(委員)

- 46番、47番の項目については従前からの取り組みなので、バリアフリー法の規定が変わったことにより新たに実施している事業について聞きたい。学校のバリアフリーについては、「療育・教育」と「生活環境」という2つの分類のはざまの問題になりかねないと思う。

(会長)

- 事業のはざまの問題を考えるには、関連している項目を指し示すくらいしかないかもしれない。全部が全部できるわけではないと思うが、それぞれがどの分野に関連しているのか点検するなど可能な限り意識して進めてもらいたい。

(事務局)

- 他にご意見があれば、9月29日までにご連絡いただきたい。

(会長)

- 29日までに意見があれば、それを反映し、他の会議でもう一度諮るということか。

(事務局)

- この後は、意見を反映させたものを委員の皆様を示すとともに、庁内の障害者施策推進連絡会議で再度審議し、報告書を公表する。

【案件2】豊中市立たちばな園の民営化に伴う新施設建設について

(事務局)

豊中市立たちばな園民営化に伴う新施設建設について説明。

(委員)

- 7月の近隣住民説明会の議事録等は公開できないか。どのような雰囲気、内容だったのか、施設コンフリクトの問題が気になるので教えていただきたい。

(会長)

- 近隣住民への説明会をしたということだが、どんな意見が出たのか、どんな反応だったのか。家族への説明会での反応も併せて報告してほしい。

(事務局)

- 近隣住民説明会という形式ではなく、近隣の住民宅を訪問し、資料配付と説明を個別に行ったものであり、議事録等はない。

(会長)

- 特に、何か特徴的な反応はあったのか。

(事務局)

- 近隣住民の理解は得られており協力的な雰囲気であった。一部、防犯カメラの設置など細かい要望はあったが、反対している人がいるということはない。
- 何を建てるか決まる前に、文化財が埋蔵しているかどうか調査する段階で、障害福祉課で近隣にあいさつに回った。障害福祉課職員が訪問したので、障害関係の施設が建つことは分かっており、その時点でも反対などといったことはない。そういう雰囲気の中で今年度にかけて具体的な説明を行ったので、懸念されているようなことはなかった。

(会長)

- 総論賛成各論反対という話が多い中で、障害のある人と交流したい、積極的に運営事業協力したいという意見があるのであれば、住民説明会を開いてその意見を議事録で残して公開していただくと、障害福祉に関わる人の活力になるのではないかと。個別訪問で終わらせるのではなくむしろ前向きにやっていけばいいと思う。

(事務局)

- ご意見のとおりだが、コロナの影響で一堂に会しての開催ができなくなったことから、感染予防のために個別訪問で説明させていただいたものである。

(会長)

- 了解した。施設の整備事業者が決まったということだが、社会的に信頼のおける会社なのか。

(事務局)

- 整備事業者である株式会社オールケアライフについては、門真市、吹田市等で医療的ケアが必要な障害のある人の支援の実績がある。また、平成29年度からは豊中市立たち

ばな園の指定管理者として非常に優れた実績を残しており、引き続き他市でも事業展開をされていることから、問題のある会社というような認識はない。推進協議会の部会の審査を経て選ばれている事業者なので、安心いただきたい。

(会長)

- これまでの実績を評価しているということだ。安定基準を見がちだが、民間のよさを大事にするのであれば、地域との交流なども評価の基準に入っているのか。積極的に豊中に溶け込みたい、豊中市民と一緒にあって、豊中の障害者と一緒に生きてきたいというような熱意のある会社なのか聞きたい。

(事務局)

- 評価項目の中に、地域との交流という項目もあり、実際に地域の小学校や住民とお祭りなどの交流もされていることから、地域との交流を積極的に考えている事業者と評価している。

(副会長)

- 豊中市での施設の民営化についてはかなり前から議論していた。実際ほとんど全部が民営化されたが、いい事業者が参入し専門的な支援ができる体制が確立されることはよかったと思う。
- 今のたちばな園は立地条件が非常に悪く、雨が降るたびにいろいろな問題が起こっていたこともあり、今回の移転について近隣の理解が得られやすかったのではないかと。

(会長)

- これからも考えておかないといけないのは、民営化を進めていったときに、公的な責任とはどういうところにあるのかということである。

【案件3】相談支援体制の再構築について

(事務局)

相談支援体制の再構築について説明。

(副会長)

- 現状、基幹相談支援センターと指定相談支援事業所の連携が取れていないのに、7圏域になると、それぞれが独り歩きして余計に連携がとれずばらばらになるのではないかと。きちんと相談員間の相談や話し合いの場などがもたれるのか心配である。また、自立支援協議会もばらばらになってしまうのではないかと。実施するにあたっては各相談

員のいろいろな意見を聞いてもらいたい。

(事務局)

- ・現在、月に2回、基幹相談支援センターの相談員同士で会議の場をもち連携を図っている。自立支援協議会自体もしっかりと開催しているので連携は密に図れている。

(副会長)

- ・在宅でどの組織にも入っておらず、事業所にも通ってない、サービスも受けていない障害のある人も相談だけは絶対につながっていると思う。すごく貴重な情報が集まってくるところである。
- ・ここ最近で一番心配したのは、コロナとコロナのワクチンの情報が行き渡ったかということであった。市の広報などの媒体を見ていない人も相談とはつながっていると思った。もっと相談支援体制の中のコミュニケーションが取れる体制にするために皆の意見を聞いてほしい。

(事務局)

- ・相談支援体制の再構築によって、情報がよりきめ細やかに集まる効果もあると認識している。

(会長)

- ・市民がもっと気軽に相談できる体制をとってほしい。

(事務局)

- ・気軽に相談できる場として、地域活動支援センターがあり、一般市民の方にも利用いただいている。今回の体制に関しても、そういった既存の社会資源以外を活用するための地域に根差した拠点というようなイメージでも、今後展開していける可能性があるのではないかと考えている。

【案件4】豊中市障害者施策推進協議会部会の設置について

(事務局)

豊中市障害者施策推進協議会部会の設置について説明。

(委員)

- ・障害者福祉施設整備事業者候補選定部会について公開されている内容が少ない。
- ・職員対応要領検討部会についてどういうときに今後開こうと思っているのか。職員対応要領はきちんと機能しているのか。また、それをチェックする機関があってもいいので

はないか。

(事務局)

- まず、障害者福祉施設整備事業者候補選定部会は、事業者からの応募をもとに専門家により審査、審議、調査等を実施する会議であり、不開示情報が含まれることから豊中市情報公開条例第23条ただし書及び同条第1号の規定に基づき、委員も含めて非公開という対応をしている。
- 職員対応要領については、新規採用職員全員、係長級昇格前の中堅職員を含め逐次研修を行っており、対応のよりどころになっていると理解している。障害者差別解消法の改正、大阪府条例の改正もふまえ、要領についてどのように整えていくのかということ、今後の検討とさせていただきたい。

(会長)

- 障害者福祉施設整備事業者候補選定部会については、審議の過程では非公開にしても、結果についてはどういう判断、基準で決定したということ公表する必要があると思う。手順やルールをもう少し明確にし、公表することしないことの整理をしておいたほうがよい。特に豊中市民との積極的な交流についての考えや、実績、市では実施できないような事業ができる等、市民に説明ができるように審査内容を公開しなければならないと思う。情報公開条例に基づいての説明は確かにそうだが、その趣旨や意味を担当職員はきちんと説明しないといけない。
- 職員対応要領について予定が分かるなら、こういうふうにやっていきたい等、本協議会に報告してほしい。

(事務局)

- いただいたご意見については今後の課題として検討する。

(委員)

- 事業者候補選定部会について、協議会にあげるための判断材料を付け加えていただきたい。公開、非公開の部分を検討し、審査過程を明らかにしてほしい。
- 対応要領検討部会について、きちんと機能しているということであれば、誰がチェックしているかも含めて教えてほしい。

(事務局)

- 障害者福祉施設整備事業者候補選定部会について、委員名は審査途中のため非公表だが、審議の経過等については本協議会に報告させていただく。公開、非公開部分につい

ては検討する。

- 職員対応要領検討部会についても改めて整理し、報告する。

(委員)

- 事業者候補選定部会について、プロポーザルで公開しているのではないか。

(事務局)

- 結果については報告しているが、選定の項目等については公表していない。

(会長)

- 今日の段階では今年度2つの部会を設置し、このとおり進めていただくという報告を受けたこととさせていただくが、よろしいか。
- 特に、事業者選定部会については事務局のほうで整理し、本協議会への報告をお願いしたい。

(委員)

- 会議時間が短すぎるのでもう少し時間を長めに取ってほしい。

【案件5】豊中市障害者自立支援協議会の取組みについて

(事務局)

豊中市障害者自立支援協議会の取組みについて説明。

【案件6】その他

○次回スケジュール

○意見締切日

以上